

第39回定時株主総会招集ご通知 ホームページ掲載事項

第39期

[2021年4月1日から2022年3月31日まで]

**連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表**

JFE システムズ 株式会社

法令および定款の定めにより、当社ホームページ
(<https://www.jfe-systems.com/>) に掲載すること
により、ご提供しているものであります。

連結注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - (a) 連結子会社の数
2社
 - (b) 連結子会社の名称
J F E コムサービス株式会社
株式会社アイエイエフコンサルティング
 - (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
なし
 - (3) 会計方針に関する事項
 - ① 資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ② 固定資産の減価償却の方法
 - (a) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
 - (b) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
ただし、無形固定資産のソフトウェアのうち自社利用分については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込み有効期間（3年内）に基づく定額法によっております。
 - (c) 長期前払費用
均等償却を行っております。
 - (d) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (e) のれん
5～10年ののれんの効果の及ぶ期間で均等償却しております。

③ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、報告期間の末日現在で将来の損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額の信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる損失額を認識しております。

④ 収益及び費用の計上基準

(a) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループの提供する財又はサービスに含まれる履行義務には、顧客仕様のソフトウェア開発等の成果物を移転する履行義務、システム企画支援・保守・運用及び情報通信に関する役務・サービスを提供する履行義務、ソフトウェア・ハードウェア商品等財を移転する履行義務があります。

また、ソフトウェア・ハードウェア商品等を移転する履行義務及び情報通信に関する役務・サービスを提供する履行義務の中には、第三者の代理人として顧客に財又はサービスを提供するよう手配する履行義務もあります。

(b) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足にかかわる進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。この進捗度の測定は、合理的に進捗度を見積もることができる場合は発生したコストに基づくインプット法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム企画支援・保守・運用及び情報通信に関する役務・サービスを提供する履行義務は、主として顧客が当社グループの義務の履行によって提供される便益を、当社グループが履行するにつれて同時に消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間の経過割合に応じて収益を認識しております。

ソフトウェア・ハードウェア商品等を移転する履行義務は、主として商品等の検収時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するとともに、支払を受ける権利が確定するため、顧客に商品等が検収された時点で収益認識し、国内の販売において、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、第三者が財又はサービスを提供するよう手配する履行義務については、当該手配の完了時に履行義務が充足されると判断し、手配完了時に収益を認識しております。

(c) 前項の項目以外に重要な会計方針に含まれると判断した内容

該当事項はありません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(a) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定

額法により費用処理しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計方針の変更等

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受注制作のソフトウェア開発契約について、従来はソフトウェア開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、進行基準によって収益を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。また、当社が第三者が提供する財又はサービスの販売代理人となる取引について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しており、当期首の利益剰余金残高は36,550千円増加しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」「売掛金」「契約資産」に分けて表示することとしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,409,350千円、売上原価は1,443,675千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34,324千円、親会社株主に帰属する当期純利益は23,821千円増加しております。また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ1円51銭増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	合計
一時点で移転される財又はサービス	2,311,990
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	48,082,823
顧客との契約から生じる収益	50,394,813
その他の収益	—
外部顧客への売上高	50,394,813

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

当社グループの履行義務に関する情報につきましては、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

顧客仕様のソフトウェア開発等成果物を移転する履行義務に関する対価は、契約条件に従い、履行義務の完了後に全額を受領する場合と、履行義務の進捗に応じて段階的に受領する場合があります。

システム企画支援・保守・運用等役務・サービスを提供する履行義務に関する対価は、毎月支払いを受ける場合、履行義務の開始月に全額前払いで支払を受ける場合、履行義務の完了後に支払を受ける場合等、契約条件によって幅があります。

ソフトウェア・ハードウェア商品等を移転する履行義務に関する対価は、主に履行義務の完了後に支払を受けております。

履行義務の完了後に支払を受ける場合、履行義務の完了後1～4か月以内に概ね対価を受領しております。

② 取引価格の算定に関する情報

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

当社グループでは、取引価格の算定に関して、変動対価、現金以外の対価、返品・返金及びその他の類似の義務を含むものではありません。また、取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループが行う販売取引は、個別性の高い財又はサービスが大半であり、価格設定は極めて個別性が高いものであります。従って明らかに市況と乖離しているのではない限り、顧客と合意した履行義務単位の対価を独立販売価格とみなしております。

④ 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの履行義務の充足時点に関する情報につきましては、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

⑤ 収益認識に関する会計基準の適用における重要な判断

上記に記載したことの他は該当事項はありません。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2021年4月1日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	7,454,907	9,039,446
契約資産	2,406,397	2,981,095
契約負債	1,306,324	1,810,902

契約資産は、当社グループが行う顧客仕様のソフトウェア開発、システム企画支援・保守・運用、ソフトウェア・ハードウェア商品等のサービスにおいて、報告期間の末日時点で履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。これらのサービスの完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振り替えられます。

契約負債は、当社グループが行う各種サービスにおいて、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられます。

当連結会計年度において、期首における契約負債のうち売上収益に認識した金額は1,064,683千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
期末日において未充足または部分的に未充足の履行義務に配分した取引価格	17,565,063
収益が見込まれる時期	
1年以内	15,366,405
1年超	2,198,657

収益が見込まれる時期が1年超のものについては、2年以内に約60%、3年以内に約90%が収益計上されると見込んでおります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) ソフトウェア開発契約に係る開発原価総額の見積りについて

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 2,404,465千円

契約資産 2,309,134千円

受注損失引当金 87,434千円

② その他の情報

(a) 算出方法

顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。この進捗度の測定は、合理的に進捗度を見積もることができる場合は発生したコストに基づくインプット法を採用しております。ソフトウェア開発等に係る見積総原価が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その超過すると見込まれる額のうち、当該契約に関して既に計上された損益の額を控除して、受注損失引当金として計上しております。

(b) 主要な仮定

受注制作のソフトウェア開発は、個別性が強く、開発は顧客の要求仕様に基づいて行われることから、開発原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいいため、案件ごとに顧客の要求仕様に基づき、開発等のために必要となる作業内容及び工数を見積もることにより行っております。これらの見積りは、システム構築及びプロジェクトマネジメントに関する専門的な知識と経験を有するプロジェクト・リーダーにより個別に行っております。

(c) 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末における予想される開発原価の合計は将来時点において変動する可能性があり、その場合その累積的影響額が売上高又は売上原価の増減を通じて将来の連結計算書類に影響いたします。当社グループは開発原価総額の見積りを継続的に見直し、必要と考える場合に調整を行っております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,122,401千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,853,000	7,853,000	—	15,706,000
合計	7,853,000	7,853,000	—	15,706,000

- (2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	942,301	120	2021年3月31日	2021年6月25日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (a) 配当金の総額 1,177,872千円
(b) 1株当たり配当額 75円
(c) 基準日 2022年3月31日
(d) 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及びジェイ エフ イー ホールディングス株式会社がグループ会社向けに提供するキャッシュマネジメントシステムを利用した同社に対する資金の預

け入れに限定し、資金調達については当連結会計年度には実施しておらず、当連結会計年度末において借入金残高はありません。

投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、経済合理性や事務管理の省力化の観点で取得したリース資産に対応するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	891,840	891,840	—
② リース債務	(1,882,911)	(1,941,303)	(△58,393)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、預け金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は「① 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会社年度（千円）
非上場株式	18,500

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	891,840	—	—	891,840
資産計	891,840	—	—	891,840

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	1,941,303	—	1,941,303
負債計	—	1,941,303	—	1,941,303

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務

時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,469円63銭
1株当たり当期純利益	237円12銭

個別注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (a) 子会社株式
移動平均法による原価法
 - (b) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
ただし、無形固定資産のソフトウェアのうち自社利用分については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込み有効期間（3年内）に基づく定額法によっております。
 - ③ 長期前払費用
均等償却
 - ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、報告期間の末日現在で将来の損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額の信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる損失額を認識しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌期から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

(a) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社の提供する財又はサービスに含まれる履行義務には、顧客仕様のソフトウェア開発等の成果物を移転する履行義務、システム企画支援・保守・運用及び情報通信に関する役務・サービスを提供する履行義務、ソフトウェア・ハードウェア商品等財を移転する履行義務があります。

また、ソフトウェア・ハードウェア商品等を移転する履行義務及び情報通信に関する役務・サービスを提供する履行義務の中には、第三者の代理人として顧客に財又はサービスを提供するよう手配する履行義務もあります。

(b) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

顧客仕様のソフトウェア開発など成果物を移転する履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足にかかわる進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。この進捗度の測定は、合理的に進捗度を見積もることができる場合は発生したコストに基づくインプット法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム企画支援・保守・運用及び情報通信に関する役務・サービスを提供する履行義務は、主として顧客が当社の義務の履行によって提供される便益を、当社が履行するにつれて同時に消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間の経過割合に応じて収益を認識しております。

ソフトウェア・ハードウェア商品等を移転する履行義務は、主として商品等の検収時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するとともに、支払を受ける権利が確定するため、顧客に商品等が検収された時点で収益認識し、国内の販売において、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、第三者が財又はサービスを提供するよう手配する履行義務については、当該手配の完了時に履行義務が充足されると判断し、手配完了時に収益を認識しております。

(c) 前項の項目以外に重要な会計方針に含まれると判断した内容

該当事項はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受注制作のソフトウェア開発契約について、従来はソフトウェア開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、進行基準によって収益を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。また、当社が第三者が提供する財又はサービスの販売代理人となる取引について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度

の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しており、当期首の利益剰余金残高は26,140千円増加しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」と「契約資産」に分けて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」と「前受金」に分けて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は122,012千円、売上原価は98,476千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ23,536千円、当期純利益は16,334千円増加しております。また、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ1円4銭増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（4. 収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているのので、注記を省略しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) ソフトウェア開発契約に係る開発原価総額の見積りについて

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については連結注記表の記載と同じであるため記載を省略しております。

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|---------|-------------|
| 売上高 | 2,404,465千円 |
| 契約資産 | 2,309,134千円 |
| 受注損失引当金 | 87,434千円 |

6. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,938,593千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 18,308,069千円 |
| 短期金銭債務 | 3,479,883千円 |

7. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 関係会社との取引 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 23,545,971千円 |
| 仕入高 | 2,376,105千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,240,859千円 |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 1,023株 |

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	306千円
未払賞与	497,082千円
未払事業税	72,011千円
未払社会保険料	73,746千円
受注損失引当金	26,755千円
たな卸資産評価損	4,196千円
少額償却資産	8,136千円
退職給付引当金超過額	1,095,829千円
投資有価証券評価損	306千円
会員権評価損	19,085千円
その他	13,996千円
繰延税金資産小計	1,811,448千円
評価性引当額	△46,310千円
繰延税金資産合計	1,765,138千円
繰延税金負債	
退職給与負債調整勘定	△97,934千円
その他有価証券評価差額金	△212,884千円
繰延税金負債合計	△310,818千円
繰延税金資産の純額	1,454,319千円

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,389円54銭
1株当たり当期純利益	225円45銭